

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成24年3月15日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	3
委員会記録署名委員の指名	3
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査	3
質疑（三好義治委員、川端福江委員）	
議案第29号の審査	25
補足説明（消防長）	
質疑（三好義治委員）	
議案第39号の審査	29
補足説明（消防長）	
質疑（三宅秀明委員、三好義治委員）	
議案第22号所管分の審査	31
議案第23号の審査	31
質疑（三宅秀明委員、三好義治委員）	
議案第25号の審査	32
議案第26号の審査	32
質疑（三宅秀明委員、三好義治委員）	
議案第27号の審査	33
議案第4号の審査	34
議案第34号の審査	34
質疑（三好義治委員）	
議案第28号の審査	35
質疑（三好義治委員）	
採決	37
所管事項に関する事務調査について	38
閉会の宣告	38

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成24年3月15日(木) 午前10時 開会
午後2時13分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 野口 博	副委員長 川端福江	委員 村上英明
委員 三宅秀明	委員 上村高義	委員 三好義治

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝
市長公室長兼会計管理者 乾 富治	同室次長 山本和憲
秘書課長 池上 彰	政策推進課長 山口 猛 人事課長 石原幸一郎
人権女性政策課長 牛渡長子	同課参事 中村実彦
総務部長 有山 泉	同部次長兼財政課長 北野 人士
同部参事 山口 繁	総務課長兼選挙管理委員会事務局長 日垣 智之
防災管財課長 西川 聡	情報政策課長 柳瀬哲宏 市民税課長 川崎 敏康
固定資産税課長 中西利之	納税課長 野村眞二 工事検査室長 宮木茂実
会計室長 小谷田 博子	
監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 豊田拓夫	
消防長 北居 一	消防本部次長兼消防署長 熊野 誠
総務課長 納家浩二	同課参事 木下正雄 警備第1課長 樋上繁昭
同課参事 松田俊也	警備第2課長 明原 修 同課参事 堤 仁志
予防課長代理 橋本雅昭	

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局総括参与 野杵雄三

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成24年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成23年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分
議案第29号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
議案第39号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
議案第22号 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分
議案第23号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第26号 摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

議案第 27 号 摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 4 号 平成 24 年度摂津市財産区財産特別会計予算
議案第 34 号 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 28 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
所管事項に関する事務調査について

(午前10時 開会)

○野口博委員長 おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、三好委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

三好委員の質疑に対する答弁を求めます。北野次長。

○北野総務部次長 1点目の中期財政見通しと今後の財政運営について何点かの観点からご質問がございました。

まず、中期財政見通しの目的でございます。これは毎年、予算編成方針を立て、それを説明してまいります。その会場において、我々としましては、中期的な財政の状況を庁内、議会も含めて共通認識としながら、来年度の予算編成に取り組みたいと。現状のまま推移しますと、非常に困難な状況になりますということ、何もせず放置すればこういう状況になるということ、財政上の危機管理と申しますか、そういうものを一つの共通認識とする上で、作成しておるものでございます。

それで、中期財政見通しを立てる上で、一つの問題が、低未利用地の計上についてというご質問もございました。低未利用地の売却等につきましては、これは第4次行財政改革の項目でございまして、したがって、この件につきましては、何もせずというところから考えますと、これは、その時々予算を組む上で、財源手当上、必要であると。そういう判断を市長のほうにゆだねまして、決断をされて、予算を編成してまいるという形において、この件については、中期財政見通しには見込んでおらなかったということで、先の本会議で議論がございました

吹田操車場跡地の売却収入の問題でございますが、これはむしろ売却を前提に購入をしたという経過がございますので、さきに購入しております価格が14億円でございます。吹操の事業見通しが立ったという形の中で、財政といたしましては、14億円の元金見合いとあと1億円、これは金利相当分に値するんですが、その部分は少なくとも確保しなければならないという思いを込めて、中期財政見通しに見込んでございます。これは当然、財源としまして議論がございました公共施設整備基金や市債、これを財源に購入しておりますので、歳出において、公債の償還でありますとか、そういう形も中期財政見通しに見込んでおるところでございます。

次に、議論がございました公共施設整備基金を含む、主要基金の繰り入れの問題でございます。

昨年度、作成しました中期財政見通しは、主要事業を公開し、その財源を先のご質問にもございましたが、市債の充当残について、公共施設整備基金を入れながらまとめてまいったということでございまして、あの時点では平成22年度末の公共施設整備基金の残高を念頭に置いて、まずは主要事業に充当してまいったという形をとっております。

それと、もう一つのご質問がございました市債の発行額との兼ね合いで、15億円で大丈夫なのかというお問い合わせもございました。市債と基金のバランスというのが、今後の財政運営で非常に重要な点になろうかと私も考えておまして、少なくとも基金残高、主要基金の残高は、標準財政規模の2割の赤字を出しますと財政再生団体になりますので、少なくとも2割程度は主要基金の残高を確保してまいりたいと。これは少なくとも、下限

でございます。それと同時に、市債を発行し過ぎますと、また過去の形が出てまいりますので、これも一定、キャップをはめながら発行してまいらなければならないということで、建設事業費は15億円を設定してまいったところであります。

このまま、この15億円で推移すれば、我々が一定の数値目標をおいておりますのは、10年後には180億円を下回る市債残高になると。これは標準財政規模を下回りますので、それも一つの、今後の財政運営の目標といたしておるところでございます。

もう一つ、歳出面でのご指摘もございました。主要事業について、ちょっと甘い見積もりをしておるのではないかというご指摘もございました。これにつきましては、この年度の予算編成の一番の目的が安心安全を実感できるまちづくりをしなければならないということで、消防の資機材の計画についても、消防が計画を立てられたそのものを中期財政見通しの中で見込んだということでございますが、今後は、委員ご指摘のとおり、主要事業についても精査をしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2点目のご質問でございますが、住宅建設にかかわります継続費についての考え方でございます。先にも述べさせていただきましたが、財政の基本原則としましては、単年度主義の例外という考え方、まず、そこに立ちたいと思っております。それで、議会のほうも含めて、総事業費をどういう形で見せるのかというお問い合わせもございましたので、私どもは毎年お示しいたしております中期財政見通しの中で、総事業費を含めて、今後も見える形にしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

最後に、環境自販機と教育自販機の間

題でございますが、補正予算書の55ページでございます。これは、環境政策課に係ります所管でございますが、保健衛生費の目の環境政策費で、積立金ということで961万6,000円計上いたしております。これの大半は資源ごみの売却の収入でもって充てているところでございますが、ご指摘の環境自販機もこのうちに入っております。この平成22年度の環境自販機の設置収入が87万3,000円程度ございました。この961万6,000円の内訳として、87万3,000円を環境基金に積み立て、今後の環境事業に充当してまいります。

平成24年度の当初予算では、防犯灯でありますとか、照明のLED化でありますとか、環境教育とか、そういう事業に環境基金から充当してまいったところでございます。

もう1点の教育自販機でございますが、これは基金を創設いたしておりませんので、当該年度の予算を一応120万円程度見込んでおります。これを財源といたしまして、これは教育委員会所管になるんですが、学校部活動助成事業というのがございまして、学校の部活にこの教育自販機収入を財源として充ててまいったというような予算組みになっております。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 三好委員のご質問にお答えします前に、1点、修正をお願いしたいと思っております。

先日、不動産の売却収入についてご答弁させていただきましたが、修正をお願いしたいと思っております。

先日の答弁では、平成23年、平成24年の売却する11物件のほかに売却する物件はないと答弁させていただきましたが、正確には、直ちに売却できる物件はございません。現在、一定の目的によ

り利用されておりますので、売却においては、管理する関係各課との調整が必要であるということの表現が不足しておりました。修正をお願いいたします。

続きまして、安威川以南の防災の取り組みについてということの質問について、お答えさせていただきます。

平成24年度予算のほうには、防災資機材、それから備蓄用品整備事業ではボート2隻の購入を予定しております。

ハザードマップにもございますように、安威川、それから淀川のはんらんにより、浸水被害は安威川以南では、特に甚大でございます。安威川はんらんの場合には、浸水がほぼ以南の全域に広がりまして、また、淀川のはんらんにおいては、大部分の浸水域が2メートルから5メートル、また、5メートル以上の区域も発生いたします。市が指定しております公共施設の避難所でも浸水が発生しまして、2階、あるいは3階への避難が必要となります。

そこで、避難者を収容できる人数も減少してまいります。平成23年度に委託しております避難勧告判断・伝達マニュアルにおいては、大阪府が昨年10月に改定した、大阪府版避難勧告等判断・伝達マニュアルの作成ガイドラインにのっとり、現在作成しておりますが、市内の河川ごとに避難行動を起こすことが困難な要援護者を支援する者が、まず、行動を開始する一次避難情報、避難のために立ち退きを勧める避難勧告、避難のための立ち退きを促す避難指示の発令を、各河川ごとに水位基準や発令区域を明確にする委託となっております。

避難においては、すべての住民が避難していただくものが前提ではなくて、建物内の垂直避難を含め、今後は指定しております避難所の状況として、一次避難場所の提供を防災協定の中でお願いして

おります。

防災資機材のボートが2隻となっておりますが、浸水被害の状況からいたしますと十分であると言えないことから、引き続き効果的な資機材の購入や、避難に関する設備の増強、避難情報の提供方法について、検討を図ってまいります。

続きまして、市営住宅におけます今後のスケジュールについてお話をさせていただきます。

三島団地の引っ越しにおいては、2月20日より、順次、手続を行っております。現在、60軒のうち、27軒が完了しております。27軒につきましては、旧団地の住宅のかぎを返却していただいた件数でございまして、旧団地にまだ、幾分か荷物を残しているが、三島団地のほうに、体はもう引っ越されてという方は47軒ございます。残り13軒については、3月中に完了するものと考えております。

また、引っ越し費用につきましては、引っ越しに伴う移転補償費、それから協力金がございまして、総額32万1,000円をお支払いいたします。

続きまして、工事のスケジュールと売却面積、売却予定時期につきましては、三島団地に伴う鯉生野団地及び鳥飼野々団地の移転につきましては、2月中旬より手続を行っております。現在、実施しております。

移転後の保安上の観点から、一定、フェンスを設置することで、外部からの侵入を防ぐ措置が必要であると考えております。

また、解体工事につきましては、建築課のほうに依頼しておりますが、解体時期、解体工事の前段となる実施設計委託が必要であると聞いております。

市営住宅の管理をする我々原課としま

しては、保安上の観点から早急に解体したいというふうに望んでおりますが、建築課のほうが、今、抱えております学校の耐震工事、これが夏までかかるということで、その時期にはなかなか実施できない。それから、また周辺住民の騒音やほこり等のことを考えますと、窓を開ける夏場は避けたほうがよいということも考えており、秋以降の工事着手になると考えております。

また、工事实施においては、周辺住民への工事の説明会等が必要で、早くても工事完了が12月か1月ごろになるという見込みでございます。

次に、売却に関しましては、鱈生野団地は約1,500平米、それから烏飼野々団地は約2,500平米の売却を予定しておりますが、売却手続を実施できるのは、解体完了後の2月か3月ぐらいの時期であると考えております。

続きまして、市営三島団地の西側の空地の有効活用についてお答えいたします。

西側空地の有効活用ですが、約2,077.6平米が現地のほうで敷地面積としてございます。現在は一部、温水プールの駐車場として利用されておりますが、有効利用するには、西側に水路がございまして、水路に橋を設置することが必要と考えております。

この水路は神安土地改良区が表面管理をしておりまして、底地の所有者は塩野義製薬株式会社、水路の下に深くには、大阪北部流域下水道事務所の管理しております圧送管と暗渠が埋設されております。埋設に当たりましては、大阪府と塩野義製薬が地上権を設定して工事を実施しております。

現在、橋の設置が可能かどうかについて、神安と協議しました結果、大阪府と塩野義製薬、それから地元の水利組合と

の協議が必要となってまいります。

協議に時間を要するというのもございますし、大阪府の協議の内容ですと、どのような橋を設置するか、また、橋の基礎構造によっては、下水道管に影響がないかどうか、維持管理に支障がないかどうかを細部において協議が必要となってまいりますので、橋を設置するかどうか、その他の方法も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

また、橋設置以外の方法としましては、現在、市営三島住宅建設に当たりまして、住宅の入口まで、北側の市道23号線を拡幅いたしました。その空地に面しているところまで市道を拡幅することも視野に入れて検討してまいります。市道23号線の拡幅は、当初、市営住宅の建設時に計画しておりましたが、平成20年11月22日の説明会における回答といたしまして、道路の拡幅と水路橋は中止するというところでという回答をしておりますことから、拡幅には時間を要するものと考えております。

○野口博委員長 北居消防長。

○北居消防長 耐震性貯水槽の設置計画、これを現況に応じまして、基本的な考え方について、お答えをいたします。

先日の1回目のご質問に警備課長のほうからご答弁いたしました。この中期財政見通しの歳出見通しのところで、耐震性貯水槽を平成25年度から平成29年度までの5年間で10基設置するものと計画しておりました。

これは、平成14年から平成24年度まで間に、消防車両の更新が集中しておりましたので、まず、これを一定、整備しておきまして、それがひと段落といたしますか、それ以降、平成25年度以降に再度、耐震性貯水槽の設置についての計画を立てたものでございます。

防火水槽の現況といたしましては、委員からご指摘がございましたように、この事務報告書に数値が出ておりまして、公設防火水槽が87基、そして私設が178基、このうち耐震のものが公設で55基、私設で125基、計180基となっております。

過去、委員会などでご議論いただいた経過も踏まえまして、昨年時点では、計画数は10基でございましたが、ご指摘いただきましたとおり、民間の開発指導、このときに設置するもの、これも相当数に上っております。

最近、この10年間におきましても52基増加しております、今後におきましても、開発による防火水槽の設置、これは方針は変えませんので、今後、公設、私設の総数につきましても、おのずと増加することが予想できます。

したがって、現に設置されております耐震性貯水槽の配置状況をしっかりと勘案しながら、計画の時点修正なども検討をしております。

今後におきましては、公有施設の建設、それからインフラ整備、こういったときのタイミングに合わせて設置するのは別としまして、今、この時点で消防にとって最重要課題であります無線のデジタル化、それから指令台の更新、それともう一つ大事なものに、災害対策資機材の整備、これなど、大きな財政負担の係る事業の実施、これらを勘案しながら、水槽の充足状況も見きわめて、計画の時点修正を検討してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 第4次行財政改革の項目につきまして、数値目標が設定されていないということにつきまして、ご答弁申し上げます。

確かに、この項目の中で数値等をあらわしている部分については少ないというのは事実でございます、なかなかこの数値目標を立てにくい項目もあるということも事実でございます。

私どもといたしましては、今後しっかりと、この行財政改革項目の見直しということをやってまいりたいと思いますので、そのときに合わせまして、できるだけ数値化できるものにつきましては、その行革項目に即した目標設定について、努めてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 日垣課長。

○日垣総務課長 総務課にかかわります2件のご質問にご答弁申し上げます。

まず1点目、市史編さんの必要性についてでございますが、摂津市史は昭和52年3月に発刊されております、これを補う資料編4冊が、昭和59年3月までに順次、発刊されております。

摂津市史別巻として、摂津市史を検索するダイジェスト版が平成9年3月に刊行されております。新修といたしましたのは、最初の市史本編が発刊されてから30年の月日が経過し、資料編に取り上げたものも十分に生かされておられません。

具体的には、本編の古代・中世の記述が全体的に少ない。近年発掘調査が進められた明和池遺跡、千里丘遺跡の成果が反映されていない。市史本編発行後に刊行された「神安水利史」の新たな史実を踏まえた補充も必要である。まだ多くの解読されていない良好な近世の古文書があるにもかかわらず、本編に反映されていない。本編の近現代には、民俗、寺院、宗教の記述が少ないなどテーマが偏っている。昭和52年発行後の歴史が記載されていないなどの文化財保護審議会委員のご意見をいただいております。

以上の意見を本文に反映させ、歴史に関する新しい知見を加えることにより、新修摂津市史「古代・中世」及び「近世・近現代」の編さんに着手するものでございます。

なお、現在の進捗状況でございますが、市史編さん嘱託員が日々、鋭意これらの業務に取り組んでおります。

続きまして、神安土地改良区総代会総代総選挙の他市の投票所と事務量、及び過去の投票率でございますが、まず、他市の投票所でございますが、平成24年度執行予定につきましては、3市から、まだご報告をいただいておりますので、前回の投票所について申し上げますと、高槻市、茨木市の7選挙区につきましては、公民館が4か所、JAが3か所でございます。吹田市につきましては、選挙管理委員会事務局で執行されております。また、本市につきましては、前回同様、3選挙区すべて公民館でございます。

次に、事務量でございますが、昭和63年度執行の鳥飼地区を除きまして、無投票で推移しており、事務機器等の導入もございましたので、事務量自体は減っているものと考えております。

次に、過去の投票率でございますが、資料が残っております昭和47年以降、他市ではすべて無投票でございますが、本市につきましては、昭和63年執行の鳥飼地区のみ投票がございまして、投票率につきましては、76.84%ございました。

なお、有権者数に対しまして、総代定数が多いと思われる選挙区があり、選挙区ごとの組合員数及び農地面積の減少率を勘案いたしますと、公正・公平さを欠くため、神安土地改良区内で調査、検証をされているとお聞きしております。

○野口博委員長 石原課長。

○石原人事課長 人事課に関します数点につきまして、ご答弁申し上げます。

まず1点目、釜石市への派遣についてでございます。今年度につきましては、10月20日から12月22日の約2か月間、職員2名の実地研修派遣を行いました。

今回の研修の目的としましては、被災者である新規職員2名を派遣しまして、みずからの被災経験だけでなく、被災地での実地経験研修によって、防災、災害復興支援に関する知識、技術、経験等を習得することにより、摂津市の災害対策等に寄与する職員を育成することを目的に行っております。

今回、一定の役割を終え、派遣職員の報告会からも、多くのことを習得できたのではないかと考えております。

今後も、派遣につきましては、その必要性が生じたときなど、機会をとらえて検討してまいりたいと考えております。

次に、自主研修グループの活動支援についてでございます。現在、自主研修グループにつきましては、二、三団体あると把握しております。自主研修グループ活動への助成につきましては、その助成が公益上、必要があると認めた場合に、対価なくして支出するものであるとされておりまして、そのため、プレゼン、また活動報告を通じて、活動内容が助成目的に即したものであるか、助成に値する活動内容であるかなどを精査してまいりたいと考えております。

また、人事課としましては、そのグループの自主的な活動を支援していく中で、グループの活動を強制的なものにならないよう、また、活動内容がグループ職員の業務に該当するものでないかなど、運用には十分注意を払って、この制度の目的であります職員の自発的な取り組み意

識の向上が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

3点目、職員表彰制度についてでございます。職員の表彰制度の対象者につきましては、職員個人、また課、係などの職員で構成された団体を対象としまして、表彰に値すると認めるものがあれば、各部長から職員表彰の内申書を提出していただきまして、審査委員会による適正な審査を踏まえて表彰を行ってまいりたいと考えております。

最後に、職員の人件費全般についてでございます。これまで、給料、諸手当、退職金など、職員給与につきましては、これまで組合の理解も得ながら、基本は国公準拠、人勧尊重で改定を行ってきております。退職手当につきましては、国の制度改正に合わせまして、平成18年度に退職時の特別昇給制度を廃止、また平成19年度には退職手当の構造見直しを行ってまいりました。

府内では、まだ国よりも高い支給率の団体もございます。摂津市では、退職金の計算のもととなる給料月額が、平成22年度では、平均給与月額としまして、32万7,500円となっております。府内31市中24位と低い金額となっていることから、そのことを勘案しますと、摂津市が決して高い金額ではないと考えております。

その他、手当でございますが、地域手当が、平成19年度に10%から6%になったこと、また最近では、住居手当につきましても、国よりも高い手当額の団体もある中、見直しも組合との協議の中、行ってまいりました。

平成22年度では、その結果、退職金、時間外を除いた平均給与月額としまして、41万5,927円と、こちらも府内31市中、23位と低い金額となっております。

ます。

ラスパイレス指数につきましては、平成15年度以降、平成19年度を除きまして100%を切っており、平成23年度につきましては、98.5%で府内31市中23位と低い指数となっております。

今回、国家公務員給与を削減する特例法案が成立されました。地方につきましては、附則で、自主的かつ適切に対応されるものとする規定されております。そのことから、ラスパイレス指数の算定方法につきましては、正式な数値等、現在は来ておりませんが、国の削減期間中は少なからず影響があるのではないかと考えております。

○野口博委員長 中西課長。

○中西固定資産税課長 償却資産に関する質問に関しましてお答え申し上げます。

まず、償却資産課税に該当します事業所数の把握についてでございますけれども、産業振興課の事業所台帳に登録されております事業所が2月末現在で、3,775件ございます。また、市民税課に届け出されています事業所が3,673件ございまして、その差が約102件となっております。固定資産税課では、一応、市民税課のほうに届け出されている事業所及び前年度申告がありました事業所等をもとにしまして申告書の発送のほうを行ってございまして、そのうち、前年度の申告で資産なしという申告があった事業所につきましては、発送対象から除いております。

以上のことから、登録事業所数と発送件数のほうに約1,500件の差が生じているところでございます。

次に、償却資産の状況と申しますか、申告手続のほうなんですけれども、償却資産の申告書は、毎年、12月初めに発送

しております。平成23年度分の実績では2,136件発送しております。平成23年3月末現在の賦課時点では、1,853件の申告がございました。

申告のなかった分につきましては、4月及び7月に督促状を送付します。そして、また6月、8月にかけては、職員により、現地調査も兼ねました業者訪問を実施するとともに、税務署等に出向きまして、国税に対する申告状況を調査しまして、もし資産等が見つかった場合には、申告指導のほうを行っております。

また、未申告のうち、過去に申告のあった業者に対しましては、その申告のあった以後に、資産の増減がなかったものとみなしまして、仮算定によりまして、課税のほうを行っており、仮算定も含みました追加申告件数としましては、現在までで232件となっております。申告合計数は、仮算定分も含みまして2,085件、申告率にして97.6%となっております。ちなみに、平成24年度分につきましては、昨年12月に2,176件の発送を行いまして、現在までで1,904件の申告となっております。率にして87.5%でございます。

今後とも、無申告業者につきましては、継続的に申告指導を行いますとともに、適正、公平な課税及び歳入の確保に向けて積極的に取り組んでまいりたい考えております。

○野口博委員長 野村課長。

○野村納税課長 納税課に係ります2点のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目に、差し押さえ件数がここ数年、伸びてきているということで、この背景といたしますか、見方についてお答えさせていただきます。

ここ数年の急激な社会の経済状況の変化によって、我々、納税課の立場の環境

としては非常に厳しいものとなってきております。納税者におかれましても、事業者にとっては、事業不振や事業の休止、また、個人の方では失業や所得の減少等によって、納付困難なケースというのも見受けられるところでございます。

そのような中でございますが、納税課といたしましては、納期が過ぎた部分について、未納となった税に関しましては、これまでから行っております督促や文書、電話による催告、また、休日徴収や土曜日の電話納付相談等々によって、市税の納付をお願いしてきているところでございます。

そのような中でもご連絡をいただけないとか、分割誓約をされても履行いただけない方等につきましては、差し押さえ予告等も送付した中で、滞納処分を前提とした財産調査というのを実施しているところなんです。実はこの財産調査の事務というのが、非常に煩雑で時間を要するものと今までなっておりました。そのような状況を職員がいろいろ知恵を絞って業務改善を行いまして、調査先等をデータ化するなど、事務の効率化を図ってきた結果、これまで以上に調査する件数がふえてきたということで、それに比例した形で、差し押さえを初めとする滞納処分の件数も増加してきたのではないかなと考えます。

ただ、この財産調査につきましては、差し押さえを含む、滞納処分を前提としたものでございますので、調査した結果、財産が判明した場合は差し押さえ処分。逆に、財産がなかった場合については、執行停止処分というものを行っているところでございます。

次に、2点目に、個人市民税の滞納繰越分の歳入の見込み1億2,700万円に対する繰り越しの調定見込み額が5億

3,000万円という金額について、どのように考えているかというようなお問いであったかと思えます。

個人市民税の現年課税分と滞納繰越分の調定総額に占める滞納の5億3,000万円の割合というのが、約12%ほどになっております。この数字というのは、委員からもご質問にありましたとおり、決して少ない額ではないというふうに感じております。

そのような中ですが、税の収納については、理想としましては、当該年度、現年課税分が100%納付であれば、当然、滞納繰越というのはなくなるわけではございますけれども、先ほども申しましたように、社会状況の変化や個別事情によって、なかなか納期限内に納付いただけるのが難しいという状況も発生しているのが現実でございますので、我々としてはこの滞納繰越の調定額の減になるように努めるということで、税金というのは、主に自主納付というのが原則でございますので、今年度、例えば、コンビニ収納を住民税や固定資産税に拡大したことや、ペイジーを利用した口座振替手続の簡素化など、納税される方のサイドから見た、納めやすい環境整備ですか、そういう面と、あと我々、市サイドから見れば多くの方が納期限内に税金を納める努力をいただいていることから、コールセンターによる納付案内であったり、早期の納付相談等、行った中で負担の公平性の維持に努めることを継続していくと、こういう両方の面からの取り組みを継続することによって、滞納をいかに減らしていくかということが重要かと考えております。

○野口博委員長 池上課長。

○池上秘書課長 広報せつつと議会だよりが合体というか、統合できないものかどうかというご質問ですけれども、いろ

いろと検討、協議すべき事項はあろうかと思えますけれども、合体させる、そのこと自体は可能であると考えます。

○野口博委員長 有山総務部長。

○有山総務部長 たばこ税について、ご答弁させていただきます。

たばこ税の課税方式でございますが、この分につきましては、市たばこ税は酒税、ガソリン税と同じく、蔵出し税の形をとっております。これは一括して徴税ができるということで、徴税コストが非常に安価に済むということでございます。もともと出荷元でありますJT、あるいはTSネットワーク株式会社から徴収するというような方法がとられております。

このことについて、平成16年度税制改正で都道府県への交付制度が、たばこ税については創設されております。1市町村で収納できるたばこ税の限度額、課税定額と申しておりますが、これが全国のたばこ消費人口一人当たりの消費本数に係る税額の3倍までと定められました。その後、平成22年度の税制改正で、課税定額が3倍から2倍に改められております。

本市におきましては、平成22年度、この課税定額が15億5,586万6,000円でございます。一方、この年のたばこ税の収入は25億2,270万円程度になっておりまして、その差の9億7,000万円程度、府のほうに交付をしたところでございます。

平成23年度につきましては、課税定額が17億6,557万円で、現在納税されましたたばこ税が17億6,300万円余りとなっております。課税定額との差は、約250万円程度でございます。この部分につきましては、2月現在でございますので、3月分のたばこ税が入りますと、大阪府への交付金が生じる

ものと思っております。

それから、平成24年度のたばこ税の見込みについてということでございましたが、毎月、ほぼ6,500万円程度、平均して入りますので、予算組みとしては、その12か月分、7億8,000万円を計上したところでございますが、平成18年から旧の企業誘致条例に基づきまして、参入してきた業者、この分につきまして、平成23年度では9月からの納税を開始されておるということで、平均しますと毎月6,500万円と申しましたが、9月の分は昨年1億5,000万円ほどのたばこ税の納入になっております。したがって、平成24年度についても、もし業者からの納税があるなら9月、この秋ごろからの納税になるのではないかとこのように見えております。したがって、当初予算の計上につきましては、通常ベースの月々6,500万円というところで見積もったところでございます。

それから、市史の必要性というご質問がございましたので、この部分についてご答弁させていただきます。

私ども、平成22年度は、この市史編さんということは、他部局が所管しておりました。平成23年度の機構改革により、総務部での所管となっております。他部局にあった業務とはいえ、行政の継続性や既にスタートしているということで、市史編さん委員の大学の先生方、また上梓をお願いしております執筆委員の皆様方の信頼関係などを考えますと、大筋での業務内容については継続性を持って推進していかねばならないと考えております。

ただ、総務部に移ります際に、過去15年の計画であったものを、10年に短縮するというところで、経費の節減を図っ

ております。また、平成24年度の予算編成に当たりましては、再査定をするといった形で、予算縮減に努めております。

今後につきましても、市史編さん業務の継続性、また、経費については、縮減を図りながら取り組み、進めてまいりたいと考えているところでございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 それでは、改めて質問をさせていただきますが、まず、2回目のご答弁をいただいた順番で質問していきたいというふうに思います。

まず、中期財政見通しで、るる話をさせていただきましたが、2回目でも指摘をさせていただきましたように、我々、この中期財政見通しにつきましては、先ほどご答弁いただきましたように、職員の皆さん方の共通認識に立つという部分と、一方では、我々、議会といたしましても、摂津市の将来の財政状況を見据えた中で、の事業指数はどうなっているかという羅針盤として非常に重要視しております。

その中で、指摘はしないんですが、非常に歳入については特に不透明感きわまる中で、一時は市税収入が、平成21年度、192億円から、平成23年度には168億円まで下落をした中での修正はされました。収入については、そういった部分では、市債も組み入れながら、いろいろシビアにされているというのは、これからもその方針で進めていただければいいと思うんですが、一方では、歳出を計上していく上で、これはうがった見方かも知れませんが、中期財政見通しだから、歳出についてはそれなりにアバウトな数字で原課に要請をしながら、それを加算していく方式になっているのではないかなというのが、この中期財政見通しを数年間、見きわめてきた中で、そういうふうに見受けられております。

消防長からご答弁をいただきましたような、一方での、今回は政策見直しもしていただく消防の部分については、耐震性防火水槽、これは民間活力の中で充足しているというのが、一方、判明して、また必要な部分は、今後はまた違う観点で入れていくというようなご答弁もいただきましたし、例えば、市営住宅、これは中期財政見通しでは22億円を計上されておいて、結果論では、今回、予算の見直しで13億円まで整理をされたというのが、こういった中では、この中期財政見通しを平成24年度10月に組まれていくわけですが、原課に対しても、やはりこの歳出については、単年度予算を組むぐらいの気持ちの中で精査をするようにということをご希望したいと思います。

一方では、部長、課長というのは、民間でいえば、もう経営者でございます、この役所の中では。そういった中で、自分の事業を守るのではなしに、他人の事業を見ながら、今トータルで摂津市の中でどういった事業が優先的にあるんだというようなことを肝に銘じながら、僕は中期財政見通しは組む必要があるというふうに感じております。

そういった中で、副市長、この中期財政見通しを見ていく中で、私も土地の売却については、これは公有財産と基金というのは持つておく必要があるというふうには思っております。そういった中でこの土地の売却の、今年度の部分については、土地開発公社の一方での買い戻しがあれば、低未利用地の売却、これは時期的には了解はしますが、将来的には、例えば味舌スポーツセンター、三宅スポーツセンター、これは学校統廃合したときに、一部売却、売却した部分を教育予算に組み込んでいくと、こういった議論も

されてきたわけですね。そういったところでの、市民との約束の中での土地の売却についての考え方と、中期財政見通しでの資産のあり方について、改めてお聞かせいただきたい。

細かい点については、この中期財政見通しで公共施設整備基金、これは実際に昨年度では15億円あった公共施設整備基金で、中期財政見通しでは、今年度と来年度を入れると24億5,000万円、このギャップが約9億円からあるのは、これの穴埋めについては、吹田操車場の跡地の売却という資産を見積もっているんですか。それでないと、この中期財政見通しの中では相殺できないんですよね。この点について、改めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

市営住宅を例に出したんですが、総事業費の管理のあり方については、また改めて、手法も一度、考えていただけますか。中期財政見通しの中で、それこそ、新設があれば、その解体もあるやつを分割して計上するのは、非常に難しい部分があるので、これについては要望としておきたいと思っております。

それと、環境支援自販機と教育支援自販機についてですが、それぞれ摂津市内における事業者の方にご協力いただき、もちろん購入していただくのは市民の方ですから、これに賛同していただいた方々の収益をもって、これは運営していかなければならないというふうに感じておりますので、また、環境支援自販機については、いろんな環境行動計画も策定しておりますので、市民のご意見も伺いながら、これからの環境の取り組みに展開していただきたいと思っております。

教育支援自販機については、まだ実施はされていないので、事業内容については教育委員会の所管になるので、きょうは

もう割愛させていただきますので、そういった理念に基づいて取り組んでいただくようお願いいたします。

それと、防災の関係の資機材についてですが、僕がもっと聞きたいのは、本音の話の中で、一般論ではなしに、これから国の指針も出てくるし、それから大阪府危機管理室のほうも出てきますけど、もう少し、マクロの観点で物事を考えていただきたいというふうに思います。

これは市史編さんと、一方で質問がかぶるかもわかりませんが、さっきの市史編さんから話をさせていただきますと、今言っているのは、この事業を検討するのに、教育委員会で平成21年、平成22年、それこそ庁内議論を踏まえて、教育委員会がある程度、方向性を出した中で、平成23年度から総務部の所管になり、最終、平成32年刊行ということになっておりますね。

私も市史編さんについてはちょっと調べてまいりまして、昭和45年にその実行委員会が立ち上がって、昭和52年に発刊されました。当時は7年間。中身を読みますと、そのときには資料が足りないの、これについては将来は検討しなければならないというのが、古代史の中でも一部は載っておりますが、この市史編さんのトータルスケジュールというのが、平成23年からスタートして、約6年間で資料集めと古文書の解説、それから残り4年間でこの編さん事業の執筆作業にかかわってくると。

単年度、今年度は、1,500万円の予算計上をして、そのうちの300万円が資料収集と保存に充てられると。それ以降が、約1,200万円の中で、9年間計上されていきますが、ただ、最終の執筆作業になると、この4年間で改めて、また違う方に依頼をしなければならない

ということが判明いたしました。総額が本当に幾らかかるのかということのを改めてお示しいただきたい。

現在は、実際に市史編さん委員会が、大学の教授6名で、それから総務部長と生涯学習部長をいれて8名体制でやられていると。実際に中身を近代史以前の部分については、これは教育委員会がやるような古文書関係でありまして、現代史になると、総務、全庁が絡んでくると思いますが、この機構改革の中で、総務部の所管としたのが、本当に適切であったのかなと。これから10年間かけて市史編さんの作業をやるのに、言葉を選ばなければならないんですが、委託という形の中での丸投げになっておいて、チェック機能がどう果たされていくのかというのが、非常に気になります。年間、1,500万円で10年間、1億5,000万円、今やらなければならないのか、その部分が必要なのかどうかということ、本来ならば、平成21年、平成22年に議論したかったんですが、ただ、総務常任委員会に回ってきて、私が質問できる機会がきょうになっておりまして、そういった事業の、今大事なものは、やらなければならない事業と、欲しいなという事業か、そういったことを精査する時期だというふうに思うんです。

市史編さんを見ますと、古代史、中世史なんかは、大概、古墳とか、それとか縄文時代とか、そういった部分が、この摂津市地域における遺産が出土したというような形であって、摂津市内における部分については、最近では明和池から出てきましたけれど、そういったところの追加だけでも、私はいいではなかったのかなという感がしておりまして、その点について、トータル的な予算というのがどれぐらいかかってやっているのか。

実際に嘱託職員2名抱えておまして、それと、もう一つは再任用職員の方が中心になってやっておりますから、こちらの人件費が非常にかかっていると思いますけれども、こういったことを含めて一度聞きたいのと、最近では、豊中市と池田市と茨木市が、新修市史を発行したみたいです。そこの大学との契約金額は、一人当たり2万3,000円。今回、摂津市が契約しているのが、2万7,000円、これは給料制になっているので、摂津市の場合。だから、そういった契約も含めて見直す必要があるというようなことも考えております。こういったところも十分精査をしたのかということについて、お聞かせいただきたいというふうに思います。

その中で、市営住宅の関係で、市史編さんでそれだけ使うんだったら、今、市民が防災の関係で心配されているのが、安威川がはんらんし、それから淀川がはんらんし、低地に対してどういう状況になってくるのかという部分が心配されているのと、震度7の地震が来ると、例えば、阪神淡路大震災のときにも、液状化現象になったのが南別府地域とか鳥飼地域で、液状化現象になりましたね。そういった地質調査も、市独自でやるのが本来、市民の安全安心を守る適切な費用ではないのかなと思っております。

そういったところで、その防災として、きょうは答弁もういいですから、市独自で調査をしなければならない、やらなければならない事業については、ぜひ、プロジェクトを改めて立ち上げていただいて、全庁一丸となって取り組んでいただきたいと。これについては要望としておきます。

上位機関の情報を待つだけでなしに、独自で、それぞれ上位機関の情報を持つ

ていても、南別府と鳥飼と千里丘と、例えば、味生というのは、地質も全部違いますので、こういった地質状況の中で、我々の町がどうなってくるのかということ、やっぱり独自で調べていく必要があると思うんです。これは研究材料としてお願いしたいと思います。

第4次行革については、できるだけ、金銭面だけの数値化ではなしに、いろんなことでの統計的手法みたいな感じでSQCと言われるんですけど、いろんなことを数値化をして、これも職員共通認識に立って目標を定めていただいて、取り組んでいただくよう、これも要望しておきます。

神安土地改良区の総代選挙については、これについては、選挙管理委員会は選挙の委託事務を執行するだけであって、これにも立ち入って質問しませんが、所管は下水ですから、できたらその理事会を含めて、10年前の神安の定数と今とは、また変わってますし、いろんなことで、経費削減も含めながら、あり方も含めて、一回提言していただくようお願いしておきます。

これについては、摂津市からも補助金も出し、大阪府からも出てきているので、運営自体が、やはり税金で賄っていると。今回、選挙のところで聞きましたけれど、ぜひ、原課のほうにもお伝えいただきたいというふうに思います。

それと、釜石市への派遣については、昨年、非常に頑張っていたいて、報告会もしていただきました。釜石だけにとらわれず、震災の復興・復旧作業について、我々も勉強するところについては勉強していったほうがいいのではないかなと。そういった中では、これもぜひ、そういった機会があれば、特に消防職員の方々なんか、最優先でまた行っていただ

いて、消防団につきましても、要綱で、広域連携の中で消防団の派遣ということもうたわれました。そういった中では、やはり現地を見てきていただいて、いろいろと摂津市に取り入れることをぜひ研究もしていただきたいと、これも要望しておきたいと思います。

自主研究グループから職員表彰につきましては、ぜひ、皆さん方のスキルアップに取り組んでいただきたいと思います。

それと、給与とか退職金につきましても、今言われましたように、地域手当について、10%が6%問題については、それこそ摂津市というのは、この近隣市と比べて必然的に給料を下げられた、国の制度によって。だから、その中では、先ほども言いましたように、34市中23、24位になっておる中で、そんなに高くないと私も判断しております。

ただ、そういった中で、不明瞭な点はやっぱり明確にしなければならないというのは、これからの我々、議会のチェック機能を働かせていきますが、やはり大事にしておかなければならないのは、職員のモチベーションが低下しない、この制度については、人事としてでも全力を挙げて取り組んでいただきたいなど。

退職金につきましても、他市と比較の数値はなかなか言えないかもわかりませんが、これは国基準に基づいて、他市と比較してでも、わたりも何もないという理解をさせてもらっていいんですね。以前に、いろいろと問題になってきた部分は、いち早く整理をしたと。この点だけ、ないならないと明確に言っていただけますか。

たばこ税については、平成23年度を参考に平成24年度も9月に入ってくるような見込みという部分は適切なんですか。平成24年度は7億5,000万円

のたばこ税を計上していて、これは私は不透明だというふうに思っているんですが、これについて、副市長、踏み込んだ答弁は要りませんが、9月の見込みというのは、その予定を組めるような状況下ではないと思うんですけれども、その辺についてご答弁いただきたいというふうに思います。

それと、市税についての償却資産課税と差し押さえと調定額についてですが、個人市民税の差し押さえとか調定額については、本当に努力していただいていることには敬意を表したいと思います。

ただ、この件数がふえてきていることについて、行政として、本来の市民サービスというのは、そういった方々に対して手を差し伸べていく、不正があった場合には徹底的にやらなければならないけれども。そういった見きわめも行いながら、一方での救済処置も、今後は検討していただきたいなど。この点については要望しておきますので、我々も一概にどうこう言うことが、なかなか言えない部分で、あなた方の情報しか知り得る情報がありませんので、よろしくお願いします。

市営住宅の工事の関係なんですけど、今、解体工事は12月ごろになると。都市整備の仕事が繁忙だからと、これはちょっと答弁にならんと思うんです。治安維持のために、このフェンスについては、転居後、速やかに設置をしていただきたいと。非常に鳥飼野々団地は、木造住宅で、転居後というのは、壁も外し、そういった瓦れきも置いたままになっている状況なので、フェンス囲いを早急に、予算もとっていることだし早急をお願いしたい。

一方では、これと合わせて将来、半分土地を売却して、多分、今の市営住宅側は残していただいて、公園のほうを残していただくんですが、野々北自治会側

の、要は駐車場側については、これは多分、遊休地になってくるので、その辺については、工事がいつ、まだコミュニティプラザの議論を本来したいんやけども、もう本会議ですっと議論してきているので、これはちょっとさておきながら、その議論を踏まえると、相当まだ先の時期になるやろうと。だから、その間は、土地そのものを遊ばせるのはもったいないので、できたらコイン駐車場なんかを設置するなど、有効利用もしていただきたいと。鯨生野団地のほうについても、そういった部分では、早急にフェンスをしながら解体工事を待つと。安全管理だけは十分にやっていただきたいというふうに思います。ここでの土地の有効活用について、もう一度答弁いただきたいと思います。

もう一つは、市営三島住宅横の三角地、これも去年の決算審査の時から言っていて、それまで全く方向性、我々知らずにおりました。一方では、市営住宅の予算を締め切った中で、橋をつくる、つけないとか。あのときには、橋はつけられる可能性はありますということを確認した上で、私質問したんです。それが、今の答弁では後退しているんですよ。その辺は、本当に実現性があるならば、そのまま将来は草ぼうぼうになってしまう。せっかく隣にきれいな市営住宅が建ち、温水プールの利用者が多い中で、十三高槻線の下駐車場はいつ返却せないかんかという状況の中で、その三角地については、温水プールの代替用地ですから、これも将来10年先、15年先になるかわからない。それをそのまま遊ばせるのかと。あの土地は民間には売れない土地なんで、そういったところでは、有効利用する必要があると思うんです。だから、この辺についても考え方をお聞かせいただきたい

と思います。

質問してない部分については、答弁は結構でございます。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 中期財政見通しにかかわります公共施設整備基金の数字の件でございます。

中期財政見通しで見込みました主要事業の全体をお示しした表組みなんですけど、これは私たちも非常にわかりにくい表現をしております、実は総額を示しておる中で、おっしゃる24億5,000万円でございますが、吹田操車場の事業自体が平成23年度以前の事業も、総額の中で含んでおりますので、現実、その平成23年以降に充てていきます公共施設整備基金は、ここでは18億1,300万円になっておまして、平成22年度末の決算残高が18億6,100万円なので、この決算残高を見込みながら主要事業に充てていったということでご理解願いたいと思います。

○野口博委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 わたりに関するご質問にご答弁申し上げます。

平成19年の国に準ずるような形で、以前は主事給、係長給が同じ等級におけるような状況でございましたが、平成19年4月だったと認識をしておりますが、職階についてきっちり明確化し、それぞれ選考をするような形で状況を、各等級について、給与の等級、数字で1級から9級だったと思うんですが、その中でいろんな職階が同じ級にまたがっているというようなわたりが存在するということはないような状況でございます。

ただ、国のほうはいろいろと制度改正なり、国のほうでやっております。まだ、給与全体として、また手当全体として、課題は残っているような状況でございます。

す。それは職員団体のほうに随時、申し入れをして、改正できるものから順次、改正をしていっているというような状況でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 鱒生野住宅の跡地、鳥飼野々団地の跡地についてのご答弁をさせていただきます。

鱒生野団地、それから鳥飼野々団地は、先ほども申し上げましたように、平成25年の2月、3月ぐらいの時期に売却ができるものと考えております。また、その残地につきましては、集会所及び公園等の施設も残っておりますので、今後の計画というのも早期に決まっていくというのは、なかなか難しい状況であるということを考えながら、有効利用は、当然、図っていかねばならないと考えております。

続きまして、三島住宅の西側の三角地につきましては、先ほども申し上げましたように、水路につきましては、各企業体のいろんな条件が残っております。占用条件を許可していただけるのかどうか、その辺をもう少し詳細に、各関係機関と協議を進めながら、あのまま残しておくというのもいいことではないというのは、十分認識しておりますので有効利用を図りたいと考えております。

○野口博委員長 日垣課長。

○日垣総務課長 市史編さんにかかわります全体の事業費に、発行時、どれぐらい上乗せになるかのご質問と、他市の編さん委員会の委員等の人件費でございますが、まず、事業費でございますが、ご指摘いただいておりますように、10年間で約1億5,000万円の事業費となっておりますが、この中に、2編の発行額と印刷製本費を含んでおりまして、2編の

執筆料等が750万円、印刷製本費のほうは900万円の予定をしております。

あと、他市の人件費の状況でございますが、まず、編さん委員でございますが、茨木市が月額3万5,000円、豊中市が3万8,000円、池田市が2万3,000円、本市が2万7,000円で、上から3番目の額になっております。

また、非常勤職員でございますが、茨木市が29万4,000円、豊中市が20万6,700円、池田市が16万4,000円で、こちらは2番目の額になっております。

また、臨時職員でございますが、茨木市が日額8,134円、豊中市がちょっと資料がございません、申しわけございません。あと、池田市が日給7,000円、本市が日給7,500円で、2番目の額になっております。

○野口博委員長 小野副市長。

○小野副市長 三好委員のほうからいろいろ指摘をいただきまして、私思い出しますのは、平成17年のときの状況でありまして、あのときは一定、議会とも、我々とも同じ、共通認識というんですか、確か平成17年の公債費償還が64.3億円ぐらい、そして、平成18年から平成20年までの退職手当が57億円程度。これはもたないということで、第1次、第2次、第3次の行革の中で見直しをさせていただきました。

今の状況とどう違うのかといいますと、決算カードから見ますと、平成15年のときの決算カードと平成22年の決算カードで、これは性質別歳出ですけれども約34億円伸びております。それを何で賄ったかといいますと、人件費の削減と建設事業費の圧縮による公債費の圧縮で賄い、そしてたばこ税といっても過言ではないというふうに思います。

先ほど、たばこ税の問題で総務部長が答弁しましたが、私も総務部長は何か来年度も、平成22年の地方税の改正でいかなる奨励措置もないということの中で、条例も廃止しているのに、何の根拠があって来年も入るのかなと。それはうれしい話だなと。これは全く違います。これは全く白紙でございますから、そんな形は何も見えておりません。

たまたま平成24年度については、これは歳出し税として、JTから営業所に出すわけですから、それが摂津であったと。これが大阪市内に出されたら大阪市内に全部入ってしまうわけですから、これはそんな形は何も見えておりませんし、いろんな努力はせんらんとしますが、総務部長の答弁を聞きましたら、私も入るのかなというふうに、ちょっと思いましたので、そんな形は全く今のところ白紙で、私どもはあくまで6,500万円の12か月分ということしか今のところ見込めないということでもあります。総務部長は、平成23年度はたまたま秋口に入れてもらえたということをお願いまでございまして、それが今年度の秋口から入ってくることで全くございませんので、その点はちょっとお願いしておきたいと思っております。

それで、市史の問題もそうなんですけれど、トータルでは、私、今回の本会議の状況を見てまして、この財政状況についてももう一度、今なら間に合うと思うんです。今から始めておかないと、ある年になって急に始めても、これは摂津市の標準財政規模がどんどん下がってきてますから、非常に底が浅いので、私は共通の問題の認識を持つために、維持補修もその時その時にやってきたんですが、110施設、53の集会所の問題、その中身を、やはりきちっと表に出して、私は

歳出は出せると思うんです。それで、中期財政見通しの下のほうにずっと12事業は入れているんですが、これからやらなければならないのは、義務教育施設の老朽化に対するこの対応は今回、補正でお願いしてましたけれど、これのボリューム。それから、いわゆる公共施設の維持補修の項目と財源。集会所もしかりであります。

それともう一つは中学校給食、これはどうしても一定の見込みをしなきゃならない時期にきた。それから議論になってます安威川以南のコミュニティ施設、これも総合計画に書いてあるわけですから、これも入れてみて、歳出規模が一体どれほどまでに膨らむのかということ、三好委員が前回、歳出は過大に、歳入は過少にと言われましたけれど、決してそうではないんですが、まず、努力すれば歳出は出ますので、その上で、歳入がこれだけしか入ってこないということははっきり見えた上で、税はなかなか捕捉が難しいですけど、それを見た上で、ならば我々が持っている普通財産、売るといってもそう簡単にいきませんが、それでもいけないとなれば何をお願いするかと。私はこれはお互いの、議会と我々と、隠すとかじゃなくて、私は今、物すごく思っていますのは、あの歳出の部分を説明に足る形にしなきゃならないのではないかと。

非常にうがった見方をしましたら、こういう中期財政見通しは、市長なり、私なりが議論して、それから担当部から出させてきて、そして財政がつくったと。ああ、こういうことかと。過去もどうにかなってきたし、どうにかなるよねというように形になっていたとするならば、心配するんです。担当部は担当部で自分のところの仕事は自分らでいいんです、

それは所管ですから。それをどうプライオリティーに入れて、優先順位をつけてやるかは、これは我々の仕事ですが、その前に、何においてもこの中期財政見通しの確たるものの、特に、歳出面を隠すことなく出してみたときに、初めてどこから始めると。議会は、ここではないのではないかという議論があります。したがって、そういうことをきちっと考えなければならないというふうに思います。

ここで、所管外のことを言うことになるんですが、どっちにしてもこの総合計画の中に平成32年は、4人に1人が高齢者になるということならば、どういう状況が起こるかということは火を見るより明らかでございますから、そういうことの中で、何回も申し上げますが、そういうことをもう一度きちっとした上で、私は第4次行革の整理をもう一度しなきゃならないと思います、あそこに全部出していますから。できたものも、できてないものも出しています。この行革をどこまでやるのかということは、まさしくこの問題とのかかわりなくしてはできないと思っていますので、そういうことを、この議会が終わりましたら早速、この4月から私のもとで始めたいと思っています。

市史の問題につきましては、これは確かに議論いたしました。それで、先日のブランド力の中での市史の問題もあります。それで、これの所管替えがきたときに、私の記憶では、もう既に当該大学との契約事項が終わっておったか、もうほぼ固まっておったと思うんです。今、三好委員が指摘された、その部分を相当議論いたしました。ただし、これを否定することは、ブランド力にしても、何にしても、文化を否定すると。ただ、これも同じなんです。これも、私もう一度、あの中身を開いてみなあかんと思います。

その契約は契約として厳たるものですが、本当にそれがその年次で、本当に我々のこの中身で賄うべきものなのか。また、賄えるのかということも含めて、中世なり、古代なり、近世と言われましたが、教育委員会としての考え方は市全体の問題なんだと、これは。一教育委員会が所管するというのではなくて、市史そのものは、市全体だろうと。そのことで、三好委員もわかりながら、ならばそれでは古代、中世はと。こっちはどうなんだという議論になるわけですから、私はその契約の問題等、もう一度見てみて、整理できるものは整理する、ちょっと時間がかかっても、お願いするものはお願いするとか、そういう整理もしなければならないというふうに、副市長としては今、考えているというところでございます。

いずれにしても、この中期財政見通しを、三好委員が言われたような、歳出は最大にと、歳入は過少にというふうに言われないう、この中身をもう一度整理をさせていただいて、議会にできるだけ早くお示ししたい、また、ご相談申し上げたいというふうに考えているところでございます。

○野口博委員長 三好委員の質問は終わりました。

川端委員。

○川端福江委員 各委員の皆さんが、さまざまに質問をされておられますので、重複しているところは精査をして、何点かだけ質問をさせていただきたいと思えます。

予算概要に基づいてお尋ねします。

16ページの市立集会所管理事業、今もちっとお話の中でも入っておりましたが、このたびの本会議でもありましたが、安威川以南コミュニティセンターの構想事業が進められておりますけれども、

その絡みで、本当にこれは難しい問題であると思いますけれども、集会所が老朽化で建て直しが必要なときに、これは以前から考えていることでありますけれども、二、三か所の集会所を統廃合して、使いやすいものにするという、そういったお考えはないのかということをお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、18ページの車両管理事業です。車の事故が続いており、先般、議場でも質疑応答がありましたけれども、安全運転講習会の開催もされていますが、この安全マニュアルは実際に役立っているのかなと思ひまして、素朴な意見でございますが、そのことについて教えてください。

3点目は、18ページ、同じ車両管理事業でありますけれども、この電気自動車2台の購入、これはちょっと重複しておりますので要望のみにさせていただきます。私は以前から、一般質問もさせていただいてまして、車の管理を一括して経費節減を図ってはどうかということで、カーシェアリングのことを提案もさせていただいております。今、駐車場業界もカーシェアリングを始めておりますし、ほかの自治体にも広がっていることでもあります。今後の課題として、このカーシェアリングの検討をお願いしておきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

4点目は、20ページの情報政策課のほうであります。大阪電子自治体推進協議会負担金、35万円を計上されておりますけれども、この協議会の内容はどのようなものなのか、摂津市にどう生かされるのか、意義、成果等、お聞きしたいと思います。

5点目は、22ページの女性大学開催事業であります。56万1,000円が

計上されております。このたびの、この生涯学習大学の卒業生が企画をされて、淀川わいわいガヤガヤ祭りを開催されます。これは素晴らしいことだと思います。また、女性大学のほうは、歴史があって、長年にわたって開催されております。卒業された方々の今後の活躍と申しますが、以前から課題となっておりますけれども、どのように考えられているのでしょうかということをお聞かせいただきたいと思います。

6点目が、防災対策事業であります。これも上村委員の質問と重複しますが、角度を変えて質問をしたいと思ひます。

この水害発生時の避難勧告判断・伝達マニュアルの概要版作成ということで、大阪府がして、それに準じて、またさらに、昨年の中日本大震災を踏まえての作成、また配付ということでもありますけれども、これは私、心配するんですけど、本当に各家庭では大事にし過ぎて、なおして紛失をされたりとかという、本当にいざというときに役に立たないのではないかと心配をしているわけでもあります。これは秋田県では町なかへハザードマップとして、住宅街の電柱に、その浸水した場合の水深とか避難場所を明示した標識を取りつけているわけですが、こういったことを本市としてもお考えになったらどうかということで提案と、またお考えをお聞かせいただきたいと思います。

7点目は、100ページの防災管財課ですけれども、自主防災組織支援事業、60万円ということで上がっております。これは各小学校区で連合自治会が主体となって、全小学校で立ち上がっているものでありますけれども、昨年の中日本大震災の後に訓練の内容が変わっていない

というのを、市民の方からの危機感あふれる質問があります。

私も2か所ほど、防災訓練に近々に参加をさせていただきましたけれども、1か所は鳥飼西小学校は映像もありました。阪神大震災も含めた、また東日本大震災のそういったものの映像で、そういった注意を促すといったことがありましたので、より身近に感じさせていただきましたけれども、これは自主防災だと。それぞれが自主的にされているというところではあるとは思いますが、やはり市のほうからのいろんな、こうしたらどうかと、やっぱりそういう情報提供とか、アドバイスというのは、これは必要ではないか。どうぞご自由におやりくださいでは、いつまでたっても同じ形で、そういった方向になってしまうのではないか、それも精いっぱいやっていただいています、本当に頭が下がる思いでありますけれども、やはり適切な市からのアドバイスとか情報提供とか、またそういったものを提案とか、そういったものが必要ではないかと思っておりますので、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 柳瀬課長。

○柳瀬情報政策課長 それでは、大阪電子自治体推進協議会に関しますご答弁をさせていただきます。

大阪電子自治体推進協議会は、大阪府と府内全市町村が、共通の課題であります電子自治体の実現に連携し、協働して取り組むことを目的といたしまして、平成14年4月に設立された団体でございます。

主な事業内容でございますが、コンピューターシステムの共同調達及び共同運用事業となっております。

主なコンピューターシステムでござい

ますが、大きなものとしたしましては、総合行政ネットワーク、いわゆるL G W A N大阪府域ネットワーク、その他といたしまして、スポーツ施設情報システム、いわゆるO P A Sといわれるものです。あと、電子入札システムなど、各市町村が単独で導入調達が困難なシステムの共同調達及び共同運用を行っております。

その他の事業といたしましては、電子自治体に関する調査研究事業及び会員市職員への研修事業などを行っております。

意義でございますが、L G W A Nなどの大規模なコンピューターシステムは、市の単独での導入、運用は費用面や人的資源から考えまして、非常に困難でございます。大阪電子自治体推進協議会を運営主体とし、共同でシステム調達を行うことによりまして、大幅なコスト低減が見込めますことから、地域の情報化推進に一定の役割を果たしているものと考えております。

また、単にシステム運用するだけではございませず、市単独での実施が難しい調査研究事業や人材育成、また、各市町村の情報化施策に関する情報共有や問題解決の場としての役割もございませることから、今後、高度化、また広域化する電子自治体の諸問題に対応するためにも、協議会の位置づけが今後、より重要になるものと考えております。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 防災管財課に係ります4点について、お答えさせていただきます。

1点目、集会所の統廃合等の考え方についてということでお答えさせていただきます。市立集会所のほうは地域の文化、福祉の向上を図るとともに、市民のコミュニケーションの場として設置されておるもので、現在、市内に53か所設置され

ております。

その中でも老人常設集会所を併設されているものが39か所ございます。53か所の集会所のうち、14か所については、建設より35年を経過しております。老朽化につきましては大きな課題となっております。

ご質問の集会所の再配置につきましては、第4次摂津市総合計画にも示されておりますことから、集会所の地域性や利用状況、それから利用内容など、総合的な判断が必要でございます。また、利用していただいております地域の住民の方、管理していただいている自治会と協議を進めながら検討してまいりたいと考えております。

続きましては、車両管理事業におきます安全運転マニュアルについてでございます。昨年の6月議会において、公用車の事故に伴う報告が2件なされまして、各議員の方々から安全運転に関して厳しい意見をいただきました。その後、臨時部長会や安全運転管理者会を開催しました8月に、安全運転マニュアルを作成して、職員に配付し、職場での安全運転啓発に利用していただいております。

その中では、安全運転マニュアルをすべての職員の方の目にさせていただくというのは、なかなか内容もございまして、なかなか周知できないということで、安全運転マニュアルを配布しました折に、安全運転のポイントという、こういうラミネート加工させていただいて、6項目ほど、基本的な運転のポイントをまとめたものも同時に配付させていただきました。運転席に携帯をするような取り組みも行っております。

しかし、残念ながら、今回、本議会にも報告がなされましたということで、今後、引き続き、しっかりと職場での安全

運転を啓発してまいりたいと考えております。

続きまして、防災対策におけるご提案の町なかハザードマップについてでございます。洪水ハザードマップをもとに避難勧告マニュアルというのを進めておりますが、実際にはご家庭のほうでハザードマップを保管していただいているというのは、なかなか難しい状況でございます。去年の3月以降、ハザードマップをくださいという要求のほうは防災管財課に寄せられ、配付をさせていただいております。

実際にハザードマップの各地点で浸水時を表示した案内の目安になるものを電柱等に掲示するというのが町なかハザードマップという取り組みでして、近隣市では宇治市のほうでも取り組まれているのを知っております。電柱などにその浸水時の表示をするというものになりますが、電柱については、関西電力、NTTがそれぞれ所管であることから、まず、公共施設であります避難所等でそういう表示ができないか、その辺から検討してまいりたいと考えております。

続きまして、自主防災訓練において、訓練内容についてのご質問ですが、ご存じのように11月から3月にかけて自主防災組織の訓練が実施されております。ご指摘の別府小学校では2月19日、鳥飼西小学校では2月11日に、それぞれ自主防災訓練が開催されておまして、そこでは消火訓練とか煙体験とか、AED、それから防災資機材の取り扱い訓練などが実施されております。

訓練メニューについては、自主防災組織が主体となりまして、消防署であるとか、防災管財課と協議しながら決定しております。その中では、いろんな訓練の提案も徐々にしております。

他の地域では耐震化の促進であるような講演を茨木土木事務所にしていただいたり、先ほどもありましたように、被災地での体験の講演をさせていただくというのも取り入れております。

これからにつきましては、そういう訓練内容も、また自主防災組織のリーダーの方に提案しながら、充実を図ってまいりたいと考えております。

○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡人権女性政策課長 女性大学に関するご質問にご答弁申し上げます。

女性大学につきましては、男女共同参画計画に掲げております、主体的に行動できる女性の人材育成を目的にいたしまして実施をしており、終了後の活躍の場としましては、各種審議会はもとより、地域活動等、多様な市民活動の場にご参画をいただきたいと考えているところでございます。

卒業生の中には、男女共同参画センターで学びを継続されている方、地域や市民団体の役員としてご活躍の方も多く、それぞれにお力を発揮いただいているところでございます。

なお、女性の人材バンクにつながるよう意識いたしまして、リニューアルを図ってまいった経過もあり、現在、卒業生のうち、36名に名簿登録をいただいているところでございます。

平成24年度につきましては、女性政策推進市民懇話会の委員を新たに選出する時期でございますので、市民のご代表として、まずは女性大学卒業生の皆様にかかわっていただけるよう、現在、働きかけをしているところでございます。

○野口博委員長 川端委員。

○川端福江委員 まず、市立集会所の件でありますけれども、35年の経過をしている建物もあるということで、今後ま

た、今ご答弁いただきました第4次総合計画に基づきながら進めていただけるといことで、本当にどちらにしても市民の皆さんの使い勝手のよい、そういう集いの場となるように、くれぐれも要望しておきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

安全マニュアルの件でありますけれども、今、安全運転ポイント6項目として、1枚ものとして答弁がありました。私はそれをお願いしたいと思っておりましたが、もう一つ、車に乗る方は朝夕、みんなで大きな声でその6項目を唱和する、そんな形で本当に声を出して確認するという、そういったこともお願いしておきたいと思っております。小さなことですが、本当に大事なことだと思っておりますのでよろしくお願い致します。

次に、このカーシェアリングの件は要望だけでした。

情報政策課のこの電子自治体のこともよくわかりました。これからも電子自治体を進めていかなければなりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

女性大学の開催の件でありますけれども、さまざまな努力をいただいで、人材バンクでも36名の方が登録をされているということでありますので、また、堺市のほうでは、セカンドステージといたしまして、第2のステージということで、SSクラブというのがつくられているんですね。また、ぜひ、これもご参考に、お渡しさせていただきますので、またごらんになっていただいで、それこそさまざまな思いで学ばれた豊富な知識がさらに生かせるようにご検討いただきたいですし、また今後、団塊の世代のそういった豊富な人的資源にも、これからそういった方々もどんどん入ってこられるかもわかりませんし、そういう継続としておら

れると思いますけれども、市民との協働といわれていることもありますので、さらにもう一步、一部の方ではなくして、たくさんの方がそういった学びを、また、それを生かせるそういう状況になるようにご検討、またご尽力をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

6点目の防災の件でありますけれども、町なかハザードマップというので新聞報道がありまして、本当にこういう目に見える形で、ここは電柱だったんですけど、秋田県秋田市ですけども、それによって防災関係の方々、また市民の方の意識が、常に電柱を見ますので、浸水、ここは2メートル、1.5メートルとかあるんですけども、何メートルかということで、そういった表示をして、避難場所はここというのをはっきりと明示をされています。

日ごろ何もないうちに、そこを通ってもふっと見るので、そういう意識、すぐボルテージが上がってきたという、そういったことがありますので、ぜひまた、今もご答弁いただきましたように、京都の宇治市でも実施をされていることもありますので、この近隣には参考にするとところは、そんなにないかもわかりませんが、今後のご検討をお願いします。

自主防災訓練の件でご答弁いただきました。私は体育館での訓練等、また映像も見せていただきましたけれども、体育館の中で実際に避難した場合にどうなのかという、そういったことも必要ではないかと思うんです。これは今度、大阪府で、秋ですか、大阪全府民参加の880万人の防災訓練というのがありますので、まだ、それに向けて今、調整中みたいですけど、やっぱりこういう今までにない、昨年の3.11から今までも訓練をこつこつとされている、その積み重

ねが大事で、また毎回、同じ方も来られないという、さまざまなことがあって、それはそれで現在の自主防災訓練もすごく重要な意味合いがあると思いますけれども、それプラス、やっぱりそういった今までにない訓練も入れていくというか、これもぜひ、大阪府がする分でありまして、こういったことも参考にしながら、本当に市民の方がこういった訓練もして、また何かあったら安心だと思っていただけるような、そういう配慮もお願いしたいと思いますので、また今後ともよろしくお願ひします。

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時49分 休憩)

(午後 1時 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第29号の審査を行います。補足説明を求めます。

北居消防長。

○北居消防長 それでは、議案第29号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明をさせていただきます。

なお、議案参考資料条例関係その2、83ページから87ページにかけ、新旧対照表を記載しておりますので、合わせてご参照願ひします。

今回の一部改正は、大阪府からの権限移譲事務のうち、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づきます許認可等の事務移譲を受けるに当たり、その手数料を制定するものでございます。

それでは改正条文についてご説明申し上げます。

まず、摂津市手数料条例第2条「第8号」を「第9号」とし、新たに第2条、

第8号に「液化石油ガスの保安に関する事務の事務の内容及び手数料の額」を追加するものでございます。

手数料の額につきましては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する事務に係る手数料が、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定める標準事務に該当することから、権限移譲を受ける前の大阪府産業保安行政事務手数料条例と同額としたものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第29号の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。

三好委員。

○三好義治委員 権限移譲で条文が追加されまして、やっぱり市民にどう影響するのかの点についてお聞かせいただきたいと思います。この条文の中で液化石油ガス、いわゆるプロパンガスに対する販売事業にかかわる登録と、それから保安機関の関係について、ご質問したいというふうに思います。

まず、販売事業所が摂津市に何か所ぐらいあって、この条文から読み取った場合、新規参入する場合に幾らぐらい必要になってくるのか。

もう1点については、ここに記載されております保安機関の認定の更新となっておりますが、保安機関、いわゆる緊急車両を装備した保安機関というのは、摂津市にどういった事業所があるのか、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

もう1点が、販売会社が販売するに当たって、いろんな貯蔵庫の基地を保有し

ていると思うんですが、これに対する管理状況について、日常の点検を含めてお聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 橋本課長代理。

○橋本予防課長代理 まず1点目ですが、新規参入で液化石油ガス販売事業を始める場合、どれぐらいの手数料がかかるかというご質問だったと思います。

液化石油ガス販売事業に係る登録といたしまして、3万1,000円の手数料がかかります。また、液化石油ガス販売事業者は保安業務を行わなければなりませんので、保安機関の認定を受ける必要があります。その認定と言いますのが、保安業務区分ごとの数に6,900円を乗じまして、3万4,000円を加えた額の手数料が必要となるものでございます。例えば、保安業務区分が3つありますと、6,900円掛ける3、足すことの3万4,000円となり、5万4,700円の手数料が必要となってきます。

2点目の貯蔵保安ガス販売事業におきまして、貯蔵施設を設ける場合の基準、規定等なんですけど、面積が3平方メートル以上の貯蔵施設を有しまして、経済産業省令で定める技術上の基準に適合しなければなりません。この技術上の基準というのは、障壁12センチメートル以上の鉄筋コンクリート造、高さが1.8メートル以上、屋根は不燃性、または難燃性のものを使用しなければならない等の基準がございまして、障壁を設けない場合は、一定の保安距離を設けなければなりません。

あと、保安機関というご質問であったと思いますが、販売事業所に課せられている保安業務でございまして、その認定を受けたものが保安機関というものでございます。

保安業務の内容といたしましては、一

つ目に液化石油ガスの供給を開始するとき、設備の点検や調査を行うこと。2番目に容器、圧力調整器、バルブ、供給管などの点検や調整を行うこと。3番目に供給設備のガス漏れ試験を行うこと。4番目にガス器具や給排気設備などの調査を行うこと。5番目に液化石油ガスの使用上の注意などを記載したパンフレット等を定期的に配布すること。6番目に消費者からの災害の発生などの連絡に対しまして、必要に応じて出動し、迅速な措置を行うこと。7番目に消費者からの災害の発生などの連絡に対しまして、迅速な措置を集中管理センター等で行うこと。以上の7区分がございます。

今、委員ご指摘の緊急執行というところなんです、保安業務の6番目の必要に応じて出動し、迅速な措置を行うこと、これの認定を受けておりましたら、この保安業務の内容といたしまして、6番目の緊急時の対応の区分という区分になります。

それは、一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保しなければならないという規定がございます。それに基づきまして、道路交通法の規定で、ガス事業の公共事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づきまして、公安委員会が指定した者は緊急自動車としての扱いが受けられます。

それと、今現在、販売事業所の数、摂津市内に何件あるのかというお問い合わせだと思います。摂津市内、大阪府の資料によりますと、今現在7件の販売事業所がございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 今、説明を受けた中で、

この条例については、その届け出に対する手数料の関係で、これ以上立ち入った質問はいかかかなとは思っているんですが、ただ、大阪府からの初めての権限移譲をなされた条文でございます、この条文の手数料もさることながら、やっぱり中身が大事だというふうに思っております、その中でいったときに、液化石油ガスの販売事業の許認可を受けた場合には、保安機関として任命をされる。もう一方では、その設備機器関係の、工事関係ですね、これも準ずるわけなんですよね。ということは、販売会社というところに新規参入をする場合は、最低、まずは販売をする免許を取り、もう一つは保安機関というところで認定を受けなければならない。もう一つは、設備もできるような認定を受けないことには、多分、今言っている6番目の緊急車両を有して、いざ災害のときに応急手段が講じられないということになってくるわけですね。それを販売の許可をとろうとしたら、それぞれの項目を足していくと、細かい話ですけど、今言うてる3万1,000円、それから6,900円掛ける何がしたら、プラス3万4,000円、さらに設備の認可を受けるために、もうちょっとふえてくると思うんですよね。だから、この条例の中で、そういった新規参入をされる場合には、こういったところもすべて要しますかというような説明がなされるように、多分整理されていると思うんですが、そこらはもうちょっとわかるように原課で整理をしていただくよう、お願いしておきます。

もう一回、ちょっと気になる部分で、この今、7件の販売事業所が摂津市内にあるというご答弁をいただいたんですが、摂津市内にある大手については、そういった保安機関ということの中で緊急車両も

お持ちだというふうに思うんですが、鳥飼近辺に行くと、小売業みたいな販売事業者があって、そこは代理店みたいに取り扱っているんですが、そういったところは保安機関の認定は受けているように見受けられないんですね。これについても、きょうは条例を提案されているので、今、どうのこうのということは言いませんが、そういったところも、今後、注視して見ていただくことを要望しておきます。

ただ、答弁がなかったのが、それぞれ販売事業者が基地局としておいている部分の構造的なことは、今、答弁いただいたんですが、それに対する消防として、立ち入りを今後、どうされていくのか。確かに、今ブロックで壁面をつくって、屋根については簡易な部分、そういったそれぞれの拠点、拠点というのは、私が見ている目では非常に古く、そんなに改修されているようなところではないところが多々見受けられるんです。そういった指導も含めて、今、考える範囲の中で、ご答弁いただきたいと思います。

○野口博委員長 橋本課長代理。

○橋本予防課長代理 点検、今後の管理体制というところのご質問だったと思いますが、今現在、摂津市内はこの液化石油ガスの販売事業所というのが7件、あと液化石油ガス充てん設備が2件、それと液化石油ガス設備工事事業者という、これは届け出になるんですが、これが15件、合計、液化石油ガス関係といたしまして33件を摂津市内では把握しております。

これは33件、府のほうからも立入検査、点検、その辺をやりなさいというところで、今現在、高圧ガス、液化石油ガス、この火薬類というところで、この4月から三法の事務を受けるに当たりまし

て、そのすべてに対しまして立入検査を実施しようという計画で参っております。これは全数の、初年度、ちょっと行けるかどうかあれなんです、33件の半分は立入検査に行きまして、実態を把握し、設備の不備がないか、貯蔵所の不備がないかというところを指導し、保安、安全に努めてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 今は条例審査ですから、この権限移譲事務の予算に余り踏み込んでは言えないんですが、大阪府から交付金をいただいた中で、今後、これを執行していくわけですね。その差額というのは、まだ明らかになっていないんですが、こちらから申請をした額になっているのか、それとも大阪府がこの額でやりなさいよと言われて受けたのか。それと、この手数料が入ってきた部分の取り扱いは、摂津市として、すべて事業費と相殺していいのか、最後にこれだけ聞かせていただきたいと思います。

ただ、これはこれからスタートする部分ですから、まだそこは大阪府と協議なら協議ということで、また、ご答弁はそれならそれでも結構なんです、その辺の流れだけお聞かせいただけますか。

○野口博委員長 橋本課長代理。

○橋本予防課長代理 経費、交付金の質問だったと思います。大阪府の産業保安行政事務移譲交付金という初期的経費というものがございまして、これはロッカーとか、図書を購入する必要経費でございまして、これが約25万円、これは確定しております。それと、移譲交付金の許認可等事務経費というのが、今、言いました高圧ガス、火薬類と液化石油ガス、これで約140万円、これもそのまま140万円ということ。それと、立入検査の処理経費というのがございまして、

これが約30万円で、この30万円というのが、摂津市では最低何件行きなさいよ、大きい堺市と豊中市と、その辺とは件数が違ってまいりますが、摂津市では規模として最低の件数が決まっております。これをクリアすると約30万円。合計、195万円という予算を見込んでおります。この予算は新しく事業を立ち上げました保安事務事業、こちらのほうの経費として算入しております。

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時20分 休憩)

(午後1時21分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第39号の審査を行います。

補足説明を求めます。

北居消防長。

○北居消防長 それでは、続きまして、議案第39号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、議案参考資料条例関係その2、108ページから111ページにかけ、新旧対照表を記載しておりますので、合わせてご参照願います。

今回の一部改正は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が、平成23年12月21日に公布され、平成24年7月1日に施行されることに伴い、危険物の第一類に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が追加されることから、当該改正により、新たに指定数量の5分の1以上、指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う場所となるものに対し、摂津市火災予防条例に規定されている技術上の基準について、所要の経過措置を定めるものであります。

それでは、改正条文について、ご説明

申し上げます。摂津市火災予防条例、第30条中「昭和34年政令第306号」の次に、「。以下「危険物規制令」という。」を加えるものでございます。

第31条の7第1項第3号中「危険物の規制に関する政令」を「危険物規制令」に、「同令第1条の5第5項」を「同条第5項」に改めるものでございます。

附則第1項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の4項を加えるものでございます。

附則第2項に見出しとして「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取り扱いの技術上の基準に関する特例」を付し、附則第2項につきましては「当該物質を貯蔵し、または取り扱う配管の構造の技術上の基準について一定の条件を満たす場合は適用しないこと」でございませう。

附則第3項につきましては「当該物質を収納する容器の表示については平成25年12月31日までの間は適用しないこと」でございませう。

附則第4項につきましては「当該物質を貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準について、一定の条件を満たす場合は平成25年6月30日までの間は適用しないこと」でございませう。

附則第5項につきましては「新たに指定数量5分の1以上、指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までに届けなければならないこと」でございませう。

なお、附則といたしまして、この条例は平成24年7月1日から施行するものでございませう。

以上、議案第39号の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅秀明委員 先ほどご説明いただきまして、この条例が制定されることによって、本市で見込まれる変化等がございましたらお示しいただきたいとお思います。まず、よろしくお願ひします。

○野口博委員長 熊野次長。

○熊野消防本部次長 市内の危険物製造事業所等に問い合わせたところ、今回の新規の危険物の貯蔵取り扱いはないとの情報を得ております。今後、市内の危険物許可施設に対しまして、聞き取り調査、立入検査等、実施いたしまして、危険物の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 ひとまずは、本市に現在はないということです。

今後、また先ほどの手数料条例の議論にもありましたけれども、変更がある環境になるかもしれませんので、その際には適切な対応をとられますようお願いをいたします。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 中身を聞かないとこの条文がどういう位置づけになっているかというのが、なかなかわかりづらいので、この結論からいったら、市内において今回は該当することはないということの中で、今回、条例が変わったのが、危険物の規制令第1条第1項の規定の部分が問題でありまして、この第1条第1項というのが、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物という部分が今回、追加をされるということで、この中身というのは漂白剤とか除菌剤、消臭剤に入れる原液であるという表現になっているわけです。

これの危険物第一類の炭酸ナトリウム

過酸化水素付加物というのが、第1種から第3種までになっておりまして、ややもすると、この薬剤になれば一般に市販されている中身なんですね。だから、原液を貯蔵しているところは、この摂津市内にはないけども、一方ではそういう量販店関係では、非常に棚のほうに品物をそろえてるし、また、摂津市においては倉庫類も大変多くあります。そういったところを、現状ではどのような把握をなされて、今後どういうふうに展開していくのか。

こういったことについては、条例が制定されたときに、こういうPRはどうか、どうなされていくのか。この2点について、お聞かせいただけますか。

○野口博委員長 橋本課長代理。

○橋本予防課長代理 現在、商品として流通しております、今言われました漂白剤、除菌剤等、製造販売している大手メーカー2社に問い合わせましたところ、当該メーカーの商品については、既にメーカー側が消防法に定めます試験を実施しております、非危険物であるとの回答を得ております。そのメーカーの1社については、その旨のホームページを掲載しております。

一部、海外から入ってくる商品につきましては、今言われました酸化性固体の部類に入る商品もあるとの情報は得ておりますが、今現在、どこのところまで確認できておりません。

それと、その新規の対象物が、今言われました漂白剤、除菌剤が一部、原材料に使われております商品が販売店、量販店で販売されているというところなんです、それにつきましても、順次、立入検査等で回らせてもらいまして、その商品を見て、それが新規対象の危険物であるならば、そちらの店長と店の方にそう

いうことを周知いたしまして、危険物の把握に努めてまいりたいと思います。

それと、周知なんです、摂津市のホームページにも、新しい新規の危険物が追加されましたというホームページのほうにも記載していき、周知してまいりたいと思います。

○野口博委員長 以上で質疑を終了します。

暫時休憩します。

(午後1時30分 休憩)

(午後1時33分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第22号分所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時34分 休憩)

(午後1時35分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第23号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅秀明委員 議案第23号は停職の期間を変えるという内容でして、3か月というのを1年にするというのですが、この3か月ももちろんそうだと思いますけれども、もし1年というケースがあったとして、その間は完全に無給になるということでよろしいのでしょうか。お伺いします。

○野口博委員長 石原課長。

○石原人事課長 停職期間につきましては、給料等すべて無給となります。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 無給ということで、しかし、この公務員という身分は引き続き存在すると思われまして、としますと、その間、兼業ということはできないように解釈をするんですけど、その理解でよろしいでしょうか。

○野口博委員長 石原課長。

○石原人事課長 公務員には、兼業禁止の規定がありますので、その間についてはできないということで無給の期間が続くということになります。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 1年というのはなかなか厳しいものになっているという感覚を受けます。これが適用されることがないのが一番ですので、そういう方向で動けますように、よろしく願います。

○野口博委員長 ほかにございませんか。三好委員。

○三好義治委員 厳しいという今質問をしておったんですが、僕は逆で、この3か月をなぜ1年にしたかという、その配慮の部分のこの経緯について、もう少し詳しくご答弁いただきたいと思うんですが、他市と比較しますと、6か月と1年というのが大半を占めておりまして、その中で今回、条例制定をされた背景の中に、懲戒委員会というのが多分あった中で、まずその起こされた事案に対するその重さによって判断をしていく中で、従来は3か月間で結審をし、懲戒解雇とか論旨免職というものが、これは1年間、もう少し慎重に調査をしていこうというのが背景だというふうに思うんです。そういった、その3か月をなぜ1年にしたかという部分を、過去の例も含めて、今回提示した部分と、今私が話したことを含めてご答弁いただきたいというふうに思います。

他市だったら6か月と1年という背景がありますので、そういったところを含めてお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○野口博委員長 石原課長。

○石原人事課長 停職の期間につきまして、3か月から1年にした背景でございますが、今回、停職の期間を国に合わせて1年以下ということで提案をさせていただいております。

懲戒処分に関しては、なかなか具体的な内容というのを示すことが難しいところがありまして、事案とか、役職等をいろいろと考慮をする部分がありますので、具体的なこういう場合に何か月というのは、難しいところがあるんですけども、今まで現行制度においては、停職3か月で判断する事案のうち、より悪質であると認められたもので、仮に懲戒処分とうった場合に、裁量権の逸脱があったものと判断されるような非違行為に対しましては、今後、停職12月を限度にして、停職期間を延長して取り扱うことができるのではないかとこのように考えております。

例えば、処分の対象となる行為そのものにつきまして、懲戒免職相当の事案に次ぐような悪質な非違行為があったものとして、それが今回初めてだったという場合、また、常習性が認められない、日ごろの勤務態度がいい、そういうものから、もう一度その職員に業務を遂行するのにチャンスを与えると、そういうふうなケースも出てくるのではないかと考えております。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時38分 休憩)

(午後1時39分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第25号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時40分 休憩)

(午後1時41分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第26号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑はございませんか。

三宅委員。

○三宅秀明委員 今回、退職手当について、支給制限また返納制度を実施するためという趣旨が掲載されておまして、先日、本市もお世話になってますが、犯罪被害者の林良平さんという方が、民事裁判で勝訴されたところ、しかし、その賠償金を得るすべがないということを指摘されておまして、今回もこの返納の制度というところで、返納を命ずる処分を行うことができるというふうな記載があります。

この処分というのが、恐らく行政処分を指しておるかと思うんですけども、退職金が支払われてしまっておって、かつ、その退職金相当額の金銭が既に消費されておるケース等いろんなことが考えられますけれども、先ほど申し上げた判例もありますが、この点どのようにお考えなのか伺いをいたしたいと思います。

○野口博委員長 石原課長。

○石原人事課長 今回、新たに出てきました退職金の返納命令での返納の件でございますけれども、第15条のところで

確かに委員がおっしゃられたように、返納命令の法的な根拠につきましては、公務への信用失墜という不法行為による行政処分と解されておりまして、

第15条の第1項の中に、退職手当を生活保障としての性格にかんがみまして、退職者やその者と生計をともにする者、現在、また、将来において財産を持っているか、またどんな収入が入ってくるか、その辺の本人から申し出を受けまして、それから返納すべき額の全額を返納させることが困難であるということであれば、返納額を減免して返納命令をすることができるというふうになっております。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 返納については減免等があるというお答えでして、一つもつともなのかなと。といいますのも、やはりまだこの制度自体は、恐らく先ほどの条例のときにもありましたが、国家公務員の制度にならったものかと思っております。恐らくその制度の中でも、まだこれといった事例がなかったかと思えます。したがって、今後、裁判、判例等が出るまでは、またその処分の行方については、なかなか決め手に欠くのかなという印象を受けます。

もちろん、先ほども同じですけれども、こうした処分がないことが、それが一番ですので、こうした条例の趣旨と、その前に議論にあった段階で、本当に目的とするところは何なのかというところを皆さんにご理解いただいて、運用されることを要望しておきます。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

三好委員。

○三好義治委員 条文が非常に長くて、なかなか整理しづらい部分があるんですが、いずれにしろ、公職である期間中に刑事事件といわれる禁錮以上の刑になっ

た場合に対する、その退職金の支給条件が記されているというふうに解釈しておりますし、さらに庁内においては、先ほども言いましたように、いろんな委員会の中で審査機関もあるというところなんですが、ちょっと気になるところが、第15条第3項で、例えば60歳で一たん定年退職をして、何年間たって犯罪が判明したと。既に退職もし、年数もたって、それでも返納しなければならない期間、この5年間と記載されているのは、そういった意味合いなんですかね。支給をされて、それから事案が決定して、その間やったらやっぱり全額返納せないかんというような意味合いで、非常に厳しくなっている部分だというように思うんですが、この辺の解釈について、お答えいただきたい。

○野口博委員長 石原課長。

○石原人事課長 今、委員がおっしゃられたとおりでございまして、第15条の返納につきましては、第1項第3号に該当する場合におきましては、当該退職した日から5年以内に限り、その全額、または一部の返納をさせることができるということになっております。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時45分 休憩)

(午後1時46分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第27号の審査を行います。

本件についても補足説明を省略し、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑

を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時47分 休憩)

(午後1時48分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第4号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時49分 休憩)

(午後1時50分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第34号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好義治委員 議案第34号で、具体的に何がどう変わってくるのかという点についてをお聞かせいただきたいと思ひます。

ただ、この背景には、条文の中で住宅に困窮していることが明らかな者に対するいろんな手だてを講じるというような中身だというふうに思ひますが、一方では、先の質問でも行ひましたように、いろんな諸条件があつた中での滞納の方々がおられるというふうに伺つておりました、ですからそういったことに対してこの条例がどう生かされてきているのかという部分をお聞かせいただきたい。

また、今回、要綱も策定されましたが、その要綱とのリンク性はどうなつていふのか、この点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 今回、市営住宅の条例改正を提出させていただいてますが、

本件の趣旨といひますのは、地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の改正に伴つた本条例の改正をするものでございひます。

条例の改正におきましては、公営住宅法の改正がございひました内容について、本条例を改定するものでございひますが、大きな中身としましては、公営住宅法の中にございひます入居収入条件と同居親族要件がそれぞれ廃止されることに伴ひまして、今回、条例の中にその要件を明文化したものでございひます。

入居収入条件につきましては、もともと公営住宅法の中に定められておりました、一般世帯において収入分位が15万8,000円、それから裁量世帯の収入分位が21万4,000円という規定がされておりました。これが廃止にされることに伴ひまして、15万8,000円及び21万4,000円を条例の中に明文化させていただいておりました。

それから、同居親族要件につきましても、引き続き、摂津市市営住宅条例の中に明文化させていただきまして、公営住宅法の廃止に伴つて摂津市の条例に明文化したということで、運用上はほぼ変わらない状況でございひます。

家賃の滞納につきましても、この収入分位を変えますと家賃のほうにも影響しますということで、今回はあえて変えておりませんので、家賃の滞納に対しては引き続き、回収について努力してまいりたいと思ひます。

○野口博委員長 ほかにございひませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時52分 休憩)

(午後1時53分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第28号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好義治委員 地方税法の改正がありまして、今回、第19条第1項の額に500円を加算するという事は、実質的に市民税が500円上がってくると。これと同様に府民税のほうも、これと同様に上がってくるのかということも含めてご答弁いただきたい。

一般的に、この500円というのは、どれぐらいの方が影響をしてきて、一般論でいう市府民税がどれぐらい、どう変化があるのか、この点についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○野口博委員長 川崎課長。

○川崎市民税課長 今回の改正の中の均等割が500円上がるという点についてご説明させていただきます。

今回上がりますのは、この条例では、市税条例ということですので、市の現在3,000円という均等割に、あと500円足されるということの改正であります。これと同じように府税条例においても、同様の今回、改正がなされているかと思えます。

ですから、現在、均等割のほうは住民税という形で市民税、府民税合わせて4,000円、市民税が3,000円、府民税のほうの均等割が1,000円ということですから、合計4,000円になっておりますけれども、それがどちらも500円ずつ上がりますので、4,000円から5,000円に上がるという形になります。これは市のほうで市民税、府民税合わせて徴収しておりますので、見かけ上は1,000円のアップという

ことになります。

それから、実際にこの影響というんですか、納税義務者にどれぐらいの方がおられて、影響するかということですけど、この適用が平成26年度からの適用ということですので、今実際に平成26年度に何人の納税義務者がおられるかということはわかりませんが、現在、平成23年度の課税している状況で見ますと、納税義務者としては、約3万5,000人前後の方がおられます。そういうことですので、単純に言いますと、3,500万円、見かけ上ですね。実際の市のほうに入ります市民税としては、その半分ですから1,750万円、概算ですけど、そういったことが増収になると予想しております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 税収の確保をしなければならないということは、常々私も言っていますが、ただ、こういった地方税法が改正されて、猶予期間、周知徹底期間をおいて、平成26年度からの実施ですが、本来ならば、この点についても、摂津市において、これがあるべき姿なのかという議論は、この条例だけでなしに、全体像の中で、本来議論すべきだと思っております。

全国的には、例えば、名古屋、愛知のほうには減税日本とか、いろんな税の関係で動いているところもありますし、他府県でもそれぞれ、そういったところでは、まだ減税をやっているかというようなこともある中で、こういったことについては、市税収入のあり方、これが上がることによって、また、滞納部分がふえてくるとか、というようなこともいろいろ議論しなければならないんです。

今の状況の中で、この地方税法の改正に伴って、今みたいに摂津市税条例を改

正しますというのは、これは他市の動きも、この近隣を含めて、今議会に提案されているのかなど。平成26年度からの施行ならば、なぜこの平成24年の当初議会において、この条例改正が提案されなければならないのか。

そんなに周知期間は、不必要だと思っているんです。確かに適切な周知期間というのは必要だと思いますが、平成26年度の施行に対して平成24年の当初議会に条例改正を上げてくる。まして、市民税500円、府民税500円で、府議会はまだ通ってないでしょう。府議会が通ってない中で、なぜ市民税だけ性急にこの条例改正をしなければならないのか。

この500円上がることで、今までの4,000円が5,000円になる。率的には非常に高い率なんです。こういった条例改正を簡単に上げてくる、この考えについてお聞かせいただきたい。

○野口博委員長 川崎課長。

○川崎市民税課長 今回の改正におきましては、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念というんですか、そういったことに基づいて、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源確保に係る臨時措置として、今回、平成26年度から平成35年までの各年度の個人の市民税に限り、こういう特例措置が追加されたということでございます。これも今回、この実施が平成26年度からに対してこの平成24年のこの時期に上げるかどうかということですが、法律の施行がそのようになっておりましたので、それに基づいてさせていただいているところでございます。

この条例の上げ方につきましては、各市町、都道府県も含めてですけれども、それぞれの議会で、その法律の施行ということに基づいて条例改正、そういった

事務が行われておるものと認識しております。そういった点で、周知等のことも含めてこういった施行年度になっておるかと思えますけれども、そういった点をご理解賜りたいと思えます。よろしくお願ひします。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 復興支援財源と言われたら、そういったことでの条例改正というのは、今理解いたしました。

ならば、この市民税と府民税、市が徴収をしまして、500円相当分が復興支援財源として確保されたときに、この税収入の取り扱いは、今、国の定めによってどういうふうに規定されているのか。だから500円で全体で1,750万円の単年度で税収入があって、10年間ですから1億7,500万円が見込まれてきます。

復興支援ならば、東日本並びに三陸海岸のほうに充当するのが本来と思うんですが、これが市民税で徴収をされた1億7,500万円をどういう目的で使うかというのが明らかになっているんですか。この点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○野口博委員長 有山総務部長。

○有山総務部長 復旧復興事業ということで充てられておまして、ご指摘のように東日本大震災の被災地については、その経費に充てられると思ひます。私も、直接、被災をしてない地域におきましては、東日本大震災の教訓を踏まえて、全国的に実施されております緊急の防災減災事業に充てるようにということで、10年間で1億7,500万円になりますから、その額を充てるというような内容になっております。

○野口博委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時4分 休憩)

(午後2時5分 再開)

○野口博委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第4号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第34号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第39号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

本委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。

暫時休憩します。

(午後2時 7分 休憩)

(午後2時11分 再開)

○野口博委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査についてを議題とします。

委員各位もご承知のとおり平成24年度から委員会行政視察が復活いたします。つきましては、当委員会でもまず、目的、必要性を議論し、視察を実施するのか、しないのか、また行う場合は視察先、日程、視察内容等を決定しなければなりません。

本日は、次年度、視察を行うかどうか、委員の皆様を確認をとりたいと思います。

委員会視察を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、委員会視察を行うことに決定いたします。

なお、時間の関係上、今回の会期中に視察先等の決定は困難かと思われまので、本会議最終日において、常任委員会の所管事項に関する事務調査について、閉会中に調査することが諮られます。

本委員会の所管事項につきましては、行財政運営について、防災行政について、人権行政について、消防行政についてを、平成24年度末まで、閉会中も調査することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、次回開催時は視察内容、候補地、複数の希望日時等を提案いただき

ますようご検討をお願いいたします。

以上で本委員会を閉会いたします。

(午後2時13分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 三好 義治